

むすび

現在、我が国経済社会には、バブル経済崩壊以降の長引く景気低迷やこれに伴う雇用情勢の悪化の下で、先行きの不透明感、閉塞感が広がっている。このため、これを打開し将来展望を切り開いていくため、構造改革を推進し、硬直的な経済社会構造を変革していくことが最大の課題になっている。

こうしたなかで、我が国の食料、農業及び農村についても、早急に対応していく必要がある種々の課題や環境変化に直面している。これらを報告における分析・検討を基に基本的認識として整理すると、以下のとおりである。

一つには、安全・安心で良質な農産物・食品に対する国民の关心や要求がかつてなく高まっていることである。

平成13年9月に我が国では初めてのBSE（牛海綿状脳症）の患畜が発見されたことを契機とした一連のBSE問題では、国民へ正確でわかりやすい情報が伝達されなかったことや事態の初期段階での対応で行政の対応に混乱がみられたこと等により、国民のなかに行政に対する不信が生じるとともに、食の安全性に対する信頼が大きく揺らぐ結果となった。また、BSE問題に前後して、大規模な食中毒事故、安全性未審査の遺伝子組換え農産物の食品への混入、さらには大手食品会社等の食品への虚偽表示等食品をめぐる重大な出来事が相次いだことも大きく影響しているものと考えられる。

こうした情勢のなかで、行政機関等「食」に携わる関係者は、食品の安全性や表示制度への信頼の確保に向けた取組みを重ねていくことが強く求められている。

しかしながら、このような消費者の食品の安全性に対する関心が高まる一方で、生産段階への関心や知識が低下するなど、「食」と「農」の距離が拡大していることも指摘されている。さらに、我が国の食料消費・食生活の実態をみると、健康・栄養についての適正な情報の不足、食習慣の乱れ、食料の海外依存、食べ残しや食品の廃棄の増加等により、栄養バランスの偏り、生活習慣病の増加、食料自給率の低下、食料資源の浪費等の問題が生じている。

二つには、農業の構造改革が十分に進んでいない状況下で、近年の農産物価格の下落や農産物輸入量の増加等の事態が、意欲と能力のある農業経営体へ悪影響を及ぼすことが懸念されることである。

消費者に選好される農産物を安定的に供給することにより、食料自給率を高め、農業の持続的な発展を図るために、効率的かつ安定的な農業経営体が農業生産の相当部分を担う「望ましい農業構造」を実現することが急務となっている。しかしながら、米については、経営規模の小さな多数の農家が生産の多くを占めているという構造が継続しているなど、土地利用型作物においては、依然として農業の構造改革が遅れている状況にある。

このようななかで、農産物の輸入量は引き続き増加基調にあり、野菜等については、国内の需給や生産者の経営に大きな影響を及ぼすような状況になっている。特に輸入量が急激に増加したねぎ等については、国産価格の急落を招いたことから、我が国で初めて一般セーフガードの暫定発動に至ることとなった。さらに、農産物輸入の増加のみならず、長引く景気の低迷等の影響により、農産物の生産者価格は全般的に低下傾向で推移しており、このような事態が、意欲と能力のある農業経営体に悪影響を及ぼすことが懸念されている。

農業センサス（12年）によると、農業労働力の高齢化が一層進み、また、農業所得への依存度が高い主業農家の戸数は、依存度がより低い準主業農家や副業的農家に移行する形で減少しており、販売農家に占める割合も低下していることが明らかになっている。一方、こうしたなかで、近年、大規模経営を中心として農地の利用集積が進展している。また、経営の法人化を図り、経営規模の拡大や経営の多角化に取り組む農業経営体も増加し、これらの農業法人の中には、新規就農者の受け皿としての役割を果たしているなど、「望ましい農業構造」の実現に向けた確かな取組みも進んでいる。このような意欲と能力のある農業経営体の創意工夫を活かした取組みを助長し、将来展望を持って農業を継続することができるような環境を整えていくことが緊急の課題である。

三つには、循環型社会の構築への期待が高まっていることである。

まず、物質の循環に着目すれば、20世紀の効率性優先の大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とする工業化社会の弊害が顕在化してきており、農業生産の場においても、環境に与える過度の負荷が懸念されている。農業は、本来自然循環機能を活用して行われる営為であり、一度環境との調和を失えば、その生産活動を長期的に持続させることが困難となる。世界の食料需給を取り巻く環境が多くの不安定要因をかかえているなかで、将来にわたる食料の確保を図っていくためには、食料生産が、環境に与える負の効果を最小限に抑え、正の効果を最大限に發揮しながら持続的に展開されることが不可欠となっている。

一方、人・もの・情報等社会的な循環に着目すると、国民の意識が「ものの豊かさ」から「心の豊かさ」を重視する方向へ転換しており、都市住民においては、「ゆとり」や「おいしい水」、「きれいな空気」などの豊かな自然を求めて農村との交流や農村へのU J I ターンを希望する者も増加している。こうした時代の要請のなかで、都市においては農村へのアクセスの改善により、都市だけでは充足できない農村の豊かな自然等の提供が図られ、また、農村においても都市とそん色のない生活基盤や都市的サービスの享受を通じて活性化が図られる、共生・対流の関係を構築していくことが求められている。すなわち、都市と農村がそれぞれの特性を活かし、お互いの魅力を享受できるような互恵的な関係を構築し、環境と調和しつつ、人・もの・情報が循環する社会を実現することが、新たな世紀を迎えた我が国の目標となってきたといえる。

このような情勢のなかで、13年6月、21世紀にふさわしい経済・社会制度の確立に向け、経済、財政、行政、社会などの分野における構造改革の重要性を明らかにし、これからのが国が進むべき道筋を示した「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」(いわゆる「骨太の方針」)が閣議決定された。

この方針のなかで、食料・農業・農村分野については、人の命、健康に関わる良質な水と食料等の確保を図るヒューマン・セキュリティ、安全な国土を確保し、安心して暮らせる社会を保障するとともに、地域に密着した産業の活性化を図る観点から農業の構造改革を進め、また都市と農村の共生と対流等を通じて農村の新たな可能性を切り開き、もって循環型社会の実現を目指すとの方向が定められたところである。

今後、我が国の食料・農業・農村が直面している課題や環境変化に積極的に対応し、食料・農業・農村基本法の基本理念の実現に向けた歩みをより強く確実なものにしていくためには、「骨太の方針」や農林水産分野において取り組むべき構造改革推進のための方策を10のプランに凝縮させた「食料の安定供給と美しい国づくりに向けた重点プラン」(13年8月)、さらにこれらを具体化していく手順を示した「改革工程表」(13年9月)を踏まえ、各般の施策を開拓していく必要があり、その際、特に次の4点に重点をおくことが重要である。

第1は、生産と消費が直結した安全で安心できる食生活を実現するために、

生産者と消費者の間の「顔の見える関係」の確立、すなわち「食」と「農」の一体化を推進し、食料自給率の向上を図ることである。

そのためには、生産段階、加工・流通段階等において、環境保全型農業、技術開発、適正な表示制度等の一層の推進を図るとともに、ＩＴの活用等による生産情報等の消費者への開示（ディスクロージャー）に向けた取組みの支援や生産者と消費者の多様な結び付き等による食品流通の効率化、高度化等を通じて、消費者の信頼を確保することが求められている。

特に、食品の安全性と安心の確保については、BSE発生に際し、今後の畜産・食品衛生行政のあり方についての調査検討を行う「BSE問題に関する調査検討委員会」が設置され、14年4月に「BSE問題に関する調査検討委員会報告」が取りまとめられたところである。同報告においては、食品の安全性の確保を基本原則とし、リスク分析の導入に重点をおいた新たな法律の制定と食品関連法の抜本的見直し及びリスク評価機能を中心とする独立性・一貫性をもつ新たな食品安全行政機関の設置が提言された。今後は同報告を尊重し、人間の生命と健康の基盤である「食」と「農」を再生し、国民の信頼と安心を回復することが求められる。このため、我が国農林水産政策の軸足を消費者サイドに大きく移し、「食」の安全と安心の確保に向けて農林水産政策の大胆な見直し・改革を積極的に行っていくことが必要である。あわせて、国民の健康を守る観点から、食品衛生法の見直し等に着手するとともに、関係機関が協力しながら、食品安全行政組織の見直しに取り組んでいくことも重要な課題である。一方、「食」と「農」の距離を縮小していくことや、食習慣の乱れ等の改善を図っていくことも重要であり、そのためには、生産から消費に至る各段階での情報の疎通や「食」と「農」に関する理解の啓発を推進するとともに、12年3月に決定された「食生活指針」の浸透・実践に向けた取組みを国民的な運動として展開していくことが必要である。

第2は、意欲と能力のある農業経営体の創意工夫を活かした農業経営の転換を可能とする「農業の構造改革」を推進することである。

そのためには、意欲と能力のある経営体を食料自給率の向上を基本とした食料の安定供給を中心的に担う経営体と位置付け、経営規模の拡大や法人化の推進などの施策を集中するとともに、その基礎となる農地の確保、生産基盤の整備、技術の開発・普及を推進していくことが必要である。特に構造改革が遅れている米については、需要の動向に即した生産の展開、意欲と能力のある経営

体の確立等水田農業の構造改革の観点から、米政策の改革を推進することが重要である。また、一般セーフガードの暫定発動に至ったねぎをはじめとする野菜等については、今後、輸入野菜等との競争に勝ち残っていくため、各産地における低コスト化、高付加価値化等の取組みを集中的に行うほか、流通の高度化・効率化を推進する等、産地の実情に応じた構造改革を重点的に進めていくことが必要である。

また、「育成すべき農業経営」の思いきった規模拡大や経営転換に向けた取組みが積極的に行われるよう、農産物に特有な価格の著しい変動に伴う収入または所得の変動を軽減するためのセーフティネットを整備していくことも必要である。このため、そのようなセーフティネットとして機能することが期待される経営を単位とした「経営所得安定対策」の具体的な仕組みについて、国民的な理解を得ながら検討を進めていくことが重要である。

第3は、農業の自然循環機能の維持増進を図るとともに、人・もの・情報が循環する共通社会基盤を備えた新たなまらづくりの推進等により、循環型社会の構築に向けた農村の新たな可能性を創出することである。

農業の自然循環機能の維持増進を図るため、農業生産の現場においては、環境と調和のとれた農業生産方式（環境保全型農業）の普及・定着を促進していくことが必要であり、このため、環境問題等への啓発を図りながら、環境保全型農業に取り組む農家を育成することが必要である。また、家畜排せつ物や食品廃棄物等農業生産に由来する廃棄物については、関係者や関係機関の連携強化により、たい肥・エネルギー等へ転換するなど循環利用システムを構築していくことが必要である。

一方、都市と農村の共生と対流の実現に向けた人・もの・情報が循環する「共通社会基盤」を備えた新たなまらづくりに際しては、地域住民、行政、関係機関等地域の関係者の主体的な取組みにより、地域全体の将来像を明確化し、これに沿って、各種事業を関係府省連携のもと推進している農村振興基本計画の活用等を通じて一体的に実施することが必要である。また、農村における農業生産基盤の整備を行う際には、安全な食料の安定供給だけでなく、自然との共生にも配慮した事業を実施していくことも必要である。さらに、都市と農村の共生・対流の活性化に向けて、都市と農村の多様な交流を推進していくことが重要であるが、そのための基盤整備に加え、地域住民が主体となった都市住民との「協働」等の取組みの推進やこれを支援する関係機関の推進体制を確立す

ることも必要である。

また、過疎化、高齢化の進行や就業機会の減少等の農村が抱えている課題を踏まえ、高齢者にとっても生涯現役として生きいきと活躍できる環境づくり、地域資源を活用した六次産業等の産業の振興を通じた多様な雇用確保等総合的な農村の活性化を推進していくことも重要である。

第4は、WTO農業交渉において、我が国の提案に基づく戦略的な交渉を進めていくことである。WTO農業交渉については、2001年（平成13年）11月、カタル・ドーハにおいて第4回WTO閣僚会議が開催され、農業交渉の新ランドにおける位置付けを明確にした閣僚宣言が採択された。今次の農業交渉は、21世紀の世界の農産物貿易ルールの方向付けを行うものであり、基本法の基本理念やこれに基づく施策が、国際規律のなかで正当に位置付けられることが重要である。このような認識のもと、我が国としては、「多様な農業の共存」を基本的哲学とする「WTO農業交渉日本提案」に基づき、農業者が将来展望をもって農業に取り組むことができるよう戦略的な交渉を推進していくことが必要である。

以上のような基本認識に立って食料・農業・農村基本法で示された基本理念の実現に向け、改革を推進していくことが必要である。その際、「食」の安全と安心の確保に向けた取り組みの強化と、「食」を支える農業の構造改革を加速させることを車の両輪として、「食」と「農」の再生に取り組んでいくことがきわめて重要である。

また、施策の実施に当たっては、適時に施策の評価とその結果を踏まえた見直しを行うとともに情報の公開に努め、情勢の変化に柔軟に対応し得る透明性の高い効果的な施策を推進していくことが重要である。

本編でも報告したが、各地域において、地方自治体や関係機関、そして農業者と消費者がともに連携し、それぞれのノウハウを活かしながら、食料自給率の向上や農業・農村の活性化に向けて先駆的に取り組んでいる例もみられる。行政機関の取組みはもとより、このような関係者の自助努力と国民の理解・支持によってこそ、将来展望が開かれるものと考えられる。

本報告が、我が国経済社会における食料・農業・農村の役割や位置付けに関して国民の理解を深める一助となり、農場と食卓、農村と都市の架け橋となることを切に望むところである。

[用語の解説]

1. 基本統計用語

農家等分類関係

用語	定義
農家	経営耕地面積が10a以上または農産物販売金額が年間15万円以上ある世帯(1990年以降の定義)
販売農家	経営耕地面積30a以上または農産物販売金額が年間50万円以上の農家
主業農家	農業所得が主(農家所得の50%以上が農業所得)で、65歳未満の農業従事60日以上の者がいる農家
準主業農家	農外所得が主(農家所得の50%以上が農外所得)で、65歳未満の農業従事60日以上の者がいる農家
副業的農家	65歳未満の農業従事60日以上の者がいない農家
専業農家	世帯員のなかに兼業従事者が1人もいない農家
第1種兼業農家	世帯員のなかに兼業従事者が1人以上おり、かつ農業所得の方が兼業所得よりも多い農家
第2種兼業農家	世帯員のなかに兼業従事者が1人以上おり、かつ兼業所得の方が農業所得よりも多い農家
自給的農家	経営耕地面積30a未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家
農家以外の農業事業体	経営耕地面積が10a以上または農産物販売金額が年間15万円以上の農業を営む世帯(農家)以外の事業体

農業労働力関係

用語	定義
(農家)世帯員	原則として住居と生計を共にする者
農業従事者	15歳以上の世帯員で年間1日以上農業に従事した者
農業就業人口	自営農業のみに従事した者または自営農業以外の仕事に従事していても年間労働日数でみて自営農業の方が多い者
基幹的農業従事者	農業に主として従事した世帯員(農業就業人口)のうち、ふだんの主な状態が「主に仕事(農業)」である者

農業地域類型区分

用語	定義
農業地域類型区分	地域農業の特性を明らかにするため、地域農業の構造を規定する基盤的な条件（耕地や林野面積の割合、農地の傾斜度等）に基づき市町村を区分したもの
区分	基準指標（下記のいずれかに該当するもの）
都市的地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 可住地に占めるDID面積が5%以上で、人口密度500人以上またはDID人口2万人以上の旧市区町村または市町村 ○ 可住地に占める宅地等率が60%以上で、人口密度500人以上の旧市区町村または市町村 ただし、林野率80%以上のものは除く
平地農業地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 耕地率20%以上かつ林野率50%未満の旧市区町村または市町村 ただし、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑との合計面積の割合が90%以上のものを除く ○ 耕地率20%以上かつ林野率50%以上で、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が10%未満の旧市区町村または市町村
中間農業地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 耕地率が20%未満で、「都市的地域」及び「山間農業地域」以外の旧市区町村または市町村 ○ 耕地率が20%以上で、「都市的地域」及び「平地農業地域」以外の旧市区町村または市町村
山間農業地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 林野率80%以上かつ耕地率10%未満の旧市区町村または市町村

注：1) 決定順位：都市的地域→山間農業地域→平地農業地域・中間農業地域
 2) DID（人口集中地区）とは、原則として人口密度が $4,000\text{人}/\text{km}^2$ 以上的基本単位区が市区町村内で互いに隣接して、それらの隣接した地域の人口が5,000人以上を有する地区をいう。
 3) 傾斜は1筆ごとの耕作面の傾斜ではなく、団地としての地形上の主傾斜をいう。

※ 「中山間地域」とは、農業地域類型区分の「中間農業地域」と「山間農業地域」を合わせた地域である。

2. 五十音順

あ

I S D N

Integrated Service Digital Network (総合サービス・デジタル通信網) の略。電話やデータ通信等のサービスを総合的に取り扱うデジタル通信網。一般向けの通信速度は毎秒 64 キロビット。

アジアモンスーン地帯

広範囲にわたり、ほぼ半年ごとに風向きが変わることによるモンスーン(季節風)によって気候が支配される地域。南アジアにかけての地域。狭義では、季節風の影響が最も顕著な東アジア一帯を指す。一般的には、夏は高温多湿、冬は低温少湿となる。

一般セーフガード

輸入品の急増で国内産業が重大な損害を受け、また輸入量(WT)が増加する場合、税関機関は輸入の手続きを簡便化するための措置を実施する。これは、輸入税を課すことで、輸入の際にかかる税金を減らす目的がある。この措置により、輸入税の額が低減され、輸入企業の競争力が向上する。また、輸入税の額が低減されると、輸入企業の競争力が向上する。輸入税の額が低減されると、輸入企業の競争力が向上する。

稻発酵粗飼料

稻の子実が完熟する前に、子実と茎葉をいっしょに密封し、嫌気的条件のもとで発酵させた貯蔵飼料。近年、作物が作付けされない水田の有効活用と飼料自給率の向上に資することから注目されている。

栄養不足人口

食物摂取が、必要とされる食事エネルギー要求量と比べて連続的に不足している人口。

エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、土づくりや化学肥料・農薬の使用低減を目的とした「持続性の高い農業生産方式導入計画」を策定する。この計画は、農業生産者(該当農業者)が農業生産に適した方法で、農業生産を実現するための計画である。この計画は、農業生産者(該当農業者)が農業生産に適した方法で、農業生産を実現するための計画である。

エルニーニョ現象

太平洋赤道域の南米沿岸から中央部の日付変更線付近にかけての海面水温が平年より高くなり、それが半年から1年程度継続する現象。1997年から98年にかけて、海面水温上昇幅において観測史上最大級のエルニーニョ現象が発生した。同年の南米チリの大雨、オーストラリアの少雨、アフリカ東部の大雨、東南アジアの高温はエルニーニョ現象との関連が強いとされている。

温室効果ガス

地球から宇宙への赤外放射エネルギーを大気中で吸収して熱に変え、地球の気温を上昇(地球温暖化)させる効果を有する気体を総称したもの。

代表的なものに二酸化炭素(CO_2)、メタン(CH_4)、一酸化二窒素(N_2O)等がある。これらの排出には人間の生活・生産活動が大きく関与しており、我が国では、農林水産業分野からの排出量(CO_2 換算)は、国内の全排出量の約4%を占める。

か

外部経済(効果)

ある経済主体の経済活動が、市場を介さずに、他の経済主体の経済活動に及ぼす影響を外部効果といい、それがよい効果である場合は外部経済といい、望ましくない効果である場

合は外部不経済という。後者の典型は公害である。

農業の有する多面的機能は、対価が払われることなく、他人にプラスの効果を与えるという意味で外部経済効果の性格を有している。

加入者系光ファイバー

電気通信事業者等の局舎と加入者宅をつなぐ光ファイバーのこと。

光ファイバーとは、従来の銅線よりケーブル1本当たり約1,000倍の情報を送ることができる光通信の伝送路として用いる太さ0.1mm程度のガラス繊維のこと。

環境保全型農業

農薬や肥料の適正な使用の確保、稻わらや家畜排せつ物等の有効利用による土づくり等によって、農業の自然循環機能の維持増進を図ろうとする農業生産方式であり、有機農業もそのひとつである。

→農業の自然循環機能

環境ホルモン

内分泌かく乱物質。動物の生体内に取り込まれた場合に内分泌系(ホルモン)に影響を及ぼす外因性の物質であり、一部の農薬やプラスチック可塑剤などが疑われている。人の健康への影響として生殖機能の阻害、悪性腫瘍を引き起こすなどが指摘されているが、作用メカニズムについては、未だ十分には明らかになっていないため、現在研究が進められている。

関税割当制度

特定の物品の輸入に、一定の数量までは低い税率(一次税率)、それを超える数量については高い税率(二次税率)を適用する制度で、毎年度政令で割当数量が決められる。これにより、低い税率を希望する需要者と関税で保護されるべき国内生産者の利害調節が図られている。

危害分析・重要管理点(HACCP)方式

Hazard Analysis and Critical Control Point system／食品製造業における衛生・品質管理のため、原料から製造工程にわたって発生の可能性のある危害を分析したうえで、特に重点的に管理すべき点について監視し、その結果を記録に残すことによって危害の発生を未然に防止する手法をいう。

供給熱量と摂取熱量

供給熱量とは国民に対して供給される総熱量をいい、摂取熱量は実際に摂取される総熱量をいう。一般には、前者については農林水産省「食料需給表」、後者については厚生労働省「国民栄養調査」の数値が使われている。

両者は算出方法が全く異なるが、近年、供給熱量は微増ないし横ばい傾向にあるのに対し、摂取熱量は微減傾向にあり、その差は拡大してきている。その要因として、供給熱量には相当量の食品廃棄、食べ残しが含まれているのに対し、摂取熱量にはそれらが含まれていないことから、食料ロスの増加等が指摘されている。

共通農業政策(CAP)

Common Agricultural Policy／EU域内において、農産物のEU域内の自由流通の確立を図ることを目的として実施される各国共通の農業政策であり、最低価格を決めて行われる市場介入、輸入農産物に対する関税の賦課等の市場政策や条件不利地域対策等の構造政策からなる。

協働

異なったタイプの当事者同士が、対等な関係に立ちながら協力して共に働いていく活動のこと。近年、NGO、NPOといった市民参加型組織によるボランティア活動の役割の重要性が高まっており、市民・企業・行政の各セクターが連携して、魅力的な地域社会づくりを進めていく関係として「協働」が注目されている。里山保全活動や棚田オーナー制度、援農等、都市の住民が農村に滞在して、農村の住民や行政と連携する活動も「協働」の形態として広がりをみせている。「コラボレーション」と同義。

クラインガルテン

契約した区画内に、野菜や花等を栽培する農園（ほ場）のほか、休憩・宿泊等に使用する簡単な小屋を併設したヨーロッパ型の市民農園のこと。ドイツ語の「Kleingarten（直訳：小さな庭）」を元にする用語。我が国においても、丸太で作ったログハウス付きの市民農園等が各地で開設されるなど、近年、注目されつつある。

グラウンドワーク

地域の環境整備等の実施に際し、従来の行政主導の計画策定・事業実施にかわり、住民が積極的に参加するとともに、企業が地域社会への貢献やイメージアップ等の観点から参画し、住民・行政・企業の3者のパートナーシップによりグラウンド（生活の現場）に関するワーク（創造活動）を行うもの。1980年代にイギリスの農村で始まった活動で、我が国でも財団法人日本グラウンドワーク協会が中心となり各地の活動を支援している。

ケアンズ諸国

輸出補助金の撤廃を目指して1986年にオーストラリアのケアンズで結成された輸出補助金を用いていない農産物輸出国のグループ。

（アルゼンチン、オーストラリア、ボリビア、ブラジル、カナダ、チリ、コロンビア、コスタ・リカ、フィジー、グアテマラ、インドネシア、マレーシア、ニュージーランド、パラグアイ、フィリピン、南アフリカ、タイ、ウルグアイの計18か国）

ゲノム解析

ある生物のもつすべての遺伝情報を解析すること。具体的には、DNAを構成する4種類の塩基（アデニン、チミン、グアニン及びシトシン）の配列すべてを確定するとともに、特定の配列がもつ機能を明らかにする。生命科学にかかる研究開発の基盤としてきわめて重要な情報であるほか、特許等知的所有権の有無が企業利益に影響する昨今にあって、生物がもつ産業上有用な遺伝子を特許として確保することが企業間の競争となっている。

（有機食品の）検査認証制度

農林水産大臣に登録した第三者機関（登録認定機関）が、有機農産物等の生産行程管理者（農家や農業生産法人等）や製造業者を認定し、認定を受けた事業者が、生産または製造・加工した有機食品について、有機JAS規格に適合しているかどうかを自ら検査し、その結果、適合していると判断されたものに有機JASマークを付し、「有機」の表示ができる制度。

公共財

公園や道路のように、多くの者に同時供給、同時消費され、しかも費用を払わなかつた者に供給しないということができないという性格（排除不可能性）をもつたサービスや財をいう。

これに対し、ある者が消費すれば他の者が消費することができず、かつ、対価を払わなかつた者に対しては供給されないサービスや財を私的財という。

耕作放棄地

農林水産省の統計調査における区分であり、調査日以前1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはつきりした意思のない土地をいう。なお、これに対して、調査日以前1年以上作付けしなかつたが、今後数年の間に再び耕作する意思のある土地は不作付地といわれ経営耕地に含まれる。

口蹄疫

口蹄疫ウイルスの感染で起きる急性の熱性伝染病で、牛や豚等の偶蹄類に感染する。症状は、40～41℃の発熱や多量のよだれがみられ、口、蹄等に水疱が形成され、食欲をなくし、足をひきずるようになる。感染動物やその肉等の生産物、ウイルスが付着した飼料、人、車両等との接触で伝播する。治療法はない。家畜伝染病予防法に基づく法定伝染病で、侵入防止のため厳重な検疫が実施されている。なお、人には感

染しない。

購買力平価

ある通貨によって購入することのできる財・サービスをその通貨の購買力といい、購買力平価は2つの通貨の購買力を等しくさせるレートのこと。

日米間で考えてみると、例えば「同じ品質の商品Aについて、ニューヨークにおいて1ドルで購入できるものが東京では何円で購入できるか。」が日米間の商品Aの購買力平価を表す。なお、内外価格差（東京を100とした場合）は、米ドル為替レートを購買力平価で割り100を乗じることによって求められる。

効率的かつ安定的な農業経営

主たる従事者の年間労働時間が他産業従事者と同等であり、主たる従事者1人当たりの生涯所得がその地域における他産業従事者とそん色ない水準を確保し得る生産性の高い農業経営をいう。

食料・農業・農村基本計画（平成12年3月閣議決定）にあわせて示された農業構造の展望では、近年のすう勢等を基に、将来（22年）における「効率的かつ安定的な農業経営」を、家族農業経営33～37万戸程度、法人経営及び生産組織3～4万程度と見込んでいる。

コーデックス委員会

Codex Alimentarius Commission／国連食糧農業機関（FAO）と世界保健機関（WHO）が合同で国際食品規格の策定を通じて消費者の健康を守るとともに、食品貿易の公正な実施を確保することを目的として1962年に設置した食品規格委員会。WTOの衛生植物検疫措置協定（SPS協定）において、コーデックス基準等による国際的な基準等に基づき加盟国間で調和のとれた衛生植物検疫措置をとることを促進することが規定されている。

さ

作況指數

作柄の良否を表す指標で、その年の10アール当たり平年収量に対する10アール当たり（予想）収量の比率で表す。10アール当たり平年収量は、作物の栽培開始前に、その年の気象の推移や被害の発生状況等を平年並みとみなし、最近の栽培技術の進歩の状況等を考慮して、実収量のすう勢をもとに算出したその年に予想される収量のことである。

水稻については、作況指數106以上を「良」、102～105を「やや良」、99～101を「平年並み」、95～98を「やや不良」、91～94を「不良」、90以下を「著しい不良」と表現する。

産業廃棄物管理標（マニフェスト）制度

排出事業者（例えば農業者）が、農業用使用済プラスチックといった事業活動に伴って排出される廃棄物（産業廃棄物）の処理（運搬・処分）を業者に委託する場合に、業者への伝票の交付とその返送を通じて廃棄物の流れを自ら把握・管理するシステム。産業廃棄物の不適正処理や不法投棄を未然に防止することを目的としている。

自由貿易協定（FTA）

Free Trade Agreement／2以上の国が関税の廃止や制度の調整等による相互の貿易促進を目的として他の国を排除する形で締結されるものであり、本来、WTOの最惠国待遇に反するものとされている。しかしながら、その貿易自由化効果ゆえに、一定の要件（①「実質上のすべての貿易」について「関税その他の制限的通商規則を廃止」すること、②廃止は、妥当な期間内（解釈了解においては原則10年以内とされている。）に行うこと、③域外国に対して関税その他の通商障壁を高めないこと等）のもとに認められている（貿易及び関税に関する一般協定（GATT）第24条他）。

（中山間地域等直接支払

直接支払いの対象となる傾斜等により農業生産条件の不利

制度における) 集落協定 な 1 ha 以上の一団の農用地において農業生産活動等(耕作、農地管理等)を行う農業者等が締結するもので、将来にわたり当該農用地において農業生産活動等が維持されるよう、①構成員の役割分担、②生産性の向上や担い手の定着の目標等、集落として今後 5 年間に取り組むべき事項や目標を定めるもの。

(注) ここでいう集落とは、一団の農用地において協定参加者の合意のもとに農業生産活動等を協力して行う集団をいう。

「食」の外部化 (・サービス化)

女性の社会進出や単身世帯の増加、高齢化の進行、生活スタイルの多様化等を背景に、家庭内で行われていた調理や食事を家庭外に依存する状況がみられる。これに伴い、食品産業においても、食料消費形態の変化に対応した調理食品やそう菜、弁当といった「中食」の提供や市場の開拓等に進展がみられており、これらの変化を総称して「食」の外部化 (・サービス化) という。→中食。

助成合計額 (AMS)

Aggregate Measure of Support / WTO 農業協定において、削減対象とされている国内助成の総額。市場価格支持(農産物の内外価格差 × 生産量)と削減対象直接払い(削減対象となる農業補助金等)の合計額。

新規就農相談センター

農業経営を営む人材の確保育成を目的として、全国及び都道府県段階に設置されている組織(全国段階: 全国新規就農相談センター、都道府県段階: ○○県新規就農相談センター)。新規就農希望者に対する農地の確保に関する情報等といった新規就農関連情報の提供や、就農相談活動、就農セミナー等を業務として行っている。

水田の汎用化

通常の肥培管理で麦・大豆等の畑作物を栽培できるよう、水田に排水路や暗きよ(地下水位を調整するため地中に埋めた有孔パイプ等の排水施設)を整備して水はけを良くすること。これらは主にほ場整備により実施される。一般に、汎用田とは①冬期間地下水が地表面より約 70cm 以深であること、②10 年に 1 度の大雪が 4 時間降った場合、4 時間以内で排水可能であること、③区画が 30 アール程度以上に整備済みであることの 3 つの条件を満たしているものをいう。

スターリング

遺伝子組換えとうもろこしの一種で、我が国では飼料としても食品としても安全性未審査。2000 年 12 月、国内市場に流通している食品へのスターリングの混入が問題となつた。

生産農業所得

農業生産によって新たに生み出された付加価値、すなわち要素費用表示による農業純生産をいう。

生産農業所得は農業総産出額(農業粗生産額)から農業生産のために投入された物的経費(減価償却費を含む。)を控除して、市場価格表示の農業純生産を求め、さらに、この市場価格表示の農業純生産から市場価格を高める役割を果たしている農業生産手段等にかかる間接税を控除し、価格を低く抑える機能を果たしている農業生産にかかる経常補助金を加えたものである。

最終的には各生産要素(土地・資本・労働)に帰属する。

世界貿易機関 (WTO)

World Trade Organization / ウルグアイ・ラウンド合意を受け、関税及び貿易に関する一般協定(ガット)に代わり、1995 年 1 月に発足した国際機関。144 か国・地域が加盟(2002 年 1 月 1 日現在)。本部はジュネーブ。貿易障壁の除去による自由貿易推進を目的とし、多角的貿易交渉の場を提供とともに、国際貿易紛争を処理する。

セーフティネット

セーカスの「網渡り」の網の下に張られた安全ネットを語源としており、事故や災害などの予期せぬ不幸な出来事に遭

遇した場合などに備え用意された制度等をいう。

農林水産省では、農業経営における農産物価格の変動によるリスクを軽減することを目的としたセーフティネットの整備が検討されている。

SOHO

スマートオフィス・ホームオフィス (Small Office & Home Office) の略語で、一般には「パソコン等の情報通信機器を利用して、小さな貸しオフィスや自宅等でビジネスを行っている企業に属さない個人企業家や自営業者」といった意味で使用されている。

た

ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」により、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン (PCDD) とポリ塩化ジベンゾーフラン (PCDF) に加え、同様の毒性を示すコプラナー・ポリ塩化ビフェニル (コプラナーPCB) が定義されている。きわめて強い毒性があり、また分解されにくい。我が国では、主にごみ焼却施設で発生している。

多面的機能フレンズ諸国

EU、韓国、ノルウェー、スイス等我が国の主張する農業の多面的機能の重要性という点で一致している国々。

地域農業改良普及センター

新しい生産技術の導入支援や、経営管理能力の向上支援、地域特産品の開発、農村の生活改善の推進等、農家の経営・技術・生活の向上を図る普及事業を担う都道府県の出先機関として「農業改良助長法」に基づき設置されている組織。センターには、農業の専門技術者（改良普及員）が配属され、巡回指導、相談、農場展示、講習会の開催等により、直接農業者に接しながら活動を進めている。

地域複合化

集落等を単位とする地域で、稲作経営や野菜作経営、畜産経営等複数部門の経営が連携をもって営まれることで、これにより資源の有効活用、地域内循環が図られる。

例えば、耕種農家と畜産農家の連携による地域複合化では、地域内の稻わら、もみ殻等の農場副産物と家畜排せつ物を利用したい肥を生産し、地域内のほ場に施用することが可能となり、地域内の物質循環を保ちながら、家畜排せつ物の処理とともに地力の維持・増進が図られるなどの利点がある。

地域用水機能

農業用水が、かんがいに利用されるだけでなく、生活に密着した「地域の水」として、農業集落の防火、消流雪、農機具等の洗浄等に活用されているほか、景観形成、親水、生態系保全、水路の水質保全等の役割を果たしていること。

チゼルプラウシーダ

チゼルプラウに施肥・播種装置を取り付けた機械。チゼルプラウとは耕起用作業機で、チゼル爪と呼ばれるのみ（鑿）状の刃で土壤をひっかくように耕起することから、高水分の土壤でも練り返すことがなく、排水性や通気性が良好となる。このため、同機を用いては播種された作物の種子は高い発芽率や苗立ち率を示し、また、植物体の初期成育も旺盛になる。

直接（固定）支払い

「直接支払い」とは、国・地方公共団体等から生産者に対して直接支払われる補助金等のこと。WTO協定上、生産者に対する直接支払いのうち、生産に関連しない収入支持、環境施策に関するもの、条件不利地域援助等の条件に一致するものは、削減の対象外となっている。

米国においては、1996年以降、それまで実施されていた生産調整を条件とした不足払い制度が廃止され、これに代わる措置として生産に関連しない収入支持に該当する「直接固定支払い制度」が導入された。

また、「直接支払い」は、EUにおいても、93年より導入

されている。

低コスト耐候性ハウス

我が国の施設園芸は、生産資材費等が諸外国よりも割高で、特に温室については、設置コストが高く、このことが競争力の低下、ひいては園芸作物の輸入増の一因ともなっている。一方、広く普及している鉄骨補強パイプハウスは、低価格ではあるが、簡易な独立基礎が多いため台風等の災害に弱く、また、台風時期にはフィルムを剥ぐため周年栽培には適さないなどの欠点がある。低コスト耐候性ハウスは、こうした欠点を改良したもので、①ソイルセメントを用いた大きな基礎、②柱脚固定、③パイプの連結強化により、耐風強度が大きくなり、台風時もフィルムを剥ぐ必要がないため作物の周年栽培が可能となる。また、ガラス室に比べ設置コストも安価なことから近年注目されている。

テレワーク

I T (情報通信技術) を利用した場所・時間にとらわれない働き方のこと。自宅や S O H O 等といった「遠く離れたところ (=TELE) で働く (=WORK) こと」を指している。

インターネット等の通信技術の発展とパソコン等の情報機器の普及により、職場と家を近づけて、交通渋滞等の大都市への一極集中化による都市問題を解消したり、勤労者にとって通勤の負担を軽減する効果が期待されている労働形態である。

電子受発注システム (E O S)

Electronic Ordering System / 企業間のオンライン・ネットワークを利用した企業間受発注システム。

電子データ交換 (E D I)

Electronic Data Interchange / 発注から納品、決済に至る商取引に関するデータやビジネス文書をコンピュータで処理できるように構造化・標準化し、複数の企業間でネットワークを通じて情報交換できるシステム。

特定農業法人制度

農業経営基盤強化促進法に基づき、担い手不足が見込まれる地域において、地権者の合意のもとに地域内農地の相当部分を利用集積する経営体として農業生産法人を位置付ける制度。このような法人を特定農業法人といい、平成13年12月現在全国で81法人ある。特定農業法人は将来地域農業の担い手となることが期待されており、農地の利用集積等に要する費用として農業収入の一部を準備金として積み立てた場合には、その積立額を損金に算入することが認められるという税制上の特例が講じられている。

土地改良区

土地改良法に基づき、一定の地域について、15人以上の農業者（原則として使用収益権者）により土地改良事業を実施することを目的として設立される団体。規模は数ヘクタールから数市町村にまたがるものまで多岐にわたり、かんがい排水事業や整備事業等を実施するほか、これら事業により造成された土地改良施設や国、県等が造成した土地改良施設の維持管理等を行っている。

トレーサビリティ・システム

食品等の生産や流通に関する履歴情報を遡って調査・確認することができる方式。生産者や流通業者は、媒体（バーコード、I D タグ等）に食品情報を集積するなどし、それを消費者等が必要に応じて検索できるシステム。これにより、食品安全事故発生時の早期原因究明や生産者と消費者の「顔」の見える関係の構築が期待される。

な

中食（なかしょく）

持帰り用弁当、宅配ピザ、百貨店・スーパー等で販売されるそう菜の総称で、レストラン等の飲食店における食事（外食）と家庭内で調理した食事（内食）の中間に位置付けられ、

家庭外で作られ家庭内で消費される食事を指している。

**日本農林規格
(JAS規格)**

Japanese Agricultural Standard / 「農林物資の規格及び品質表示の適正化に関する法律」(昭和25年法律第175号) (JAS法)に基づいて、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用または消費の合理化を図るため、農林水産大臣が制定した農林畜水産品の規格。品位、成分、性能等の品質に関する基準や生産の方法等についての基準を内容とする。また、生産物、製品がJAS規格に適合しているかどうかを検査し、この規格に適合していると判定されれば、JASマークを付けることができる。平成13年10月現在、100品目について351規格が定められている。

認定農業者制度

農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が地域の実情に即して効率的かつ安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して農業者が作成した農業経営改善計画を認定する制度。認定を受けた者(認定農業者)に対しては、スーパーJ・S資金等の低利融資制度、農地流動化対策、担い手を支援するための基盤整備事業等の各種施策を重点的に実施している。

農業委員会

農業者の代表として公選等により選出された農業委員により構成される市町村の行政委員会。農地法に基づく農地の権利移動の許可等の法令に基づく業務のほか、農地の流動化、担い手の育成等、構造政策の推進にかかる業務を行っている。

農業サービス事業体

自らは農業経営を行わず、委託を受けて農作業を行う事業体。一般的の農家に比べ優れた技術水準のサービスをもって農家の労働力不足等を支援する役割を担っている。作目別にみて最も多い水稻に関するサービス事業体は、事業体数、作業シェアともに増加傾向にある。

農業者年金制度

農業者年金基金法に基づき、国民年金の給付に加えて、経営委譲及び老齢について必要な年金の給付等を行うことにより、農業者の老後の生活の安定及び農業経営の若返り(近代化)、相続時の農地細分化の防止等を目的として昭和46年に発足した。その後、農業就業人口の急速な減少等を背景として、平成13年に、その政策目的を「農業者の確保」とするなどの制度の抜本的な改正が行われ、認定農業者への支援措置等が講じられている。

農業集落

市町村の区域の一部において、農作業や農業用水の利用を中心に、家と家とが地縁的、血縁的に結び付いた社会生活の基礎的な地域単位のこと。農業水利施設の維持管理や農機具等の利用、農産物の共同出荷等の農業生産面ばかりでなく、集落共同施設の利用、冠婚葬祭その他生活面にまで及ぶ密接な結び付きのもと、様々な慣習が形成されており、自治及び行政の単位としても機能している。

農業の交易条件

農産物の生産者価格と農業生産資材価格の関係。前者が相対的に高くなれば、「農業の交易条件は改善した」という。農業の交易条件の指標である「交易条件指数」は、農産物生産者価格指数を農業生産資材価格指数で除し、100を乗ずることによって求められる。平成12年の交易条件指数は前年比5.2ポイント減と、大幅に悪化している。

農業の自然循環機能

糞わらや家畜排せつ物等をたい肥として農地に還元することによって、①土壤の物理性が改善され生産力が増進する、②養分として再び作物に吸収される、③土壤中の微生物が多様化する。このように、農業生産活動は自然界における生物を介在する物質の循環に依存するとともに、こうした循環を促進する機能を有しており、これを総称して農業の自然循環機能という。

農業の持続的な発展のためには、自然循環機能の維持増進を図っていくことが重要であることから、食料・農業・農村基本法において、農薬及び肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進その他必要な施策を講ずることとされている。

農地、耕地

農地とは、耕作（土地に労働と資本を投下し肥培管理を行い作物を栽培すること）の目的に供される土地であるが、耕地は、そのうち実際作物の作付けが行われているか行い得る状態にある農地をいう。

農地保有合理化法人

農業経営の規模拡大や農地の集団化を促進するため、規模縮小を希望する農家等から農地の買入れまたは借入れを行い、規模拡大を希望する担い手農家等への売渡しまたは貸付けを行う農地保有合理化事業を実施する法人。平成13年3月末現在、都道府県農業公社、市町村農業公社、農協及び市町村の647法人がある。

は

バイオマス資源

農林水産資源、有機性産業廃棄物等の動植物由来の有機性資源。近年注目されているエネルギー源として利用されるものには、本文で紹介している家畜排せつ物をはじめ、間伐材等廃棄物・副産物系のほか、海外では内燃機関の燃料用に栽培されるなたねやさとうきび等もある。同資源の分布は局地的でなく、再生利用や再生産が可能という長所を有する反面、エネルギー効率の低さや収集・輸送のためのコストが高いなどの課題もあり、普及のための一層の研究開発が必要である。

バリアフリーとユニバーサルデザイン (Barrier Free & Universal Design)

バリアフリーとは、既存の施設等の障害等の除去を意味する。また、ユニバーサルデザインとは、すべての人々が共通して利用できるようにあらかじめ障壁等のない施設等をつくることであり、バリアフリーをさらに進めた考え方である。

バリアフリーは、障害のある人が社会生活をしていくうえで障害や障壁（バリア）を除去するという意味で用いられている。建築物の段差等の解消だけに止まらず、すべての人の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的障壁の除去という意味で用いられている。

さらに、バリアフリーの理念の取組みのみでは、後の改善に要するコスト高や制約等があるため、設計段階から障壁のないものを構想し、障害者や高齢者等を含むすべての人々が共通して利用できるものや環境をつくるユニバーサルデザインの考え方方が1990年代から提唱されている。ユニバーサルデザインには、ノースカロライナ州立大学の故ロン・メイス教授の提唱した以下の「ユニバーサルデザインの7つの原則」がある。

- ①誰にでも公平に使用できること
- ②使うまでの自由度が高いこと
- ③簡単で直感的に分かる使用法
- ④必要な情報がすぐ分かること
- ⑤エラーへの寛容性（誤作動や誤動作による危険やデメリットを最小限にすること）
- ⑥低い身体的負荷（効率的で疲れが少なく、心地よく活用できること）
- ⑦近づいて使うための大きさとスペース

BSE（牛海绵状脑症）

Bovine Spongiform Encephalopathy／異常プリオン（細胞たんぱく質の一種が異常化したもの）に汚染された飼料（BSE感染牛の脳等を含む肉骨粉等）の摂取により経口感染すると考えられている牛の疾病。2年以上の長い潜伏期間の後、脳がスポンジ状になり、行動異常等の神経症状を呈し、発病後2週間から6か月で死に至る。1986年に英国で初めて報告

されたが、これは、1970年代に英国での肉骨粉の製造工程が変化したことにより、異常プリオンが不活化されずに残存した肉骨粉が流通・給与されたことが背景にあると考えられている。

B to C、B to B

B to C は Business to Consumer の略で、インターネットを利用した企業 - 消費者間の取引形態。いわゆるオンライン・ショッピング、ネット・オークション等がこれにあたる。

B to B は Business to Business の略で、インターネットを利用した企業間の取引形態。売り手による逆オークションや売り手と買い手のマッチング等多様な取引形態があり、流通コスト削減の一手段として注目されている。

非貿易的関心事項 (N.T.C.)

Non-Trade Concern / 食料安全保障、環境保護等貿易の対象とならない重要関心事項。

なお、WTO 農業協定第 20 条には、2000 年から開始される新たな農業交渉を開始するにあたり、非貿易的関心事項を考慮すべきことが規定されている。

フードシステム

川上の農林水産業から、川中の食品製造業、食品卸売業、川下の食品小売業、外食産業を経て、最終の消費者の食生活に至る食料供給の一連の流れをシステムとして把握する概念をいう。川上から川下を構成する主体間の連携等を通じて、効率的な食料の生産・加工・流通・消費を目指すもの。

(米国の) 不足払い制度

作物の市場価格が政府の定める目標価格を下回る場合、その差額が支給される制度。

米国では1973年農業法により導入され、その支払いを受けるためには、減反計画への参加が義務付けられていた。96 年に廃止されている。

ま

道の駅

一般道路沿いに設けられた休憩施設。駐車場等の休憩施設と、資料館等の地域振興施設が一体となり、休憩・情報提供・地域連携等の機能をもつ。(平成14年1月現在で全国に649か所の「道の駅」が登録済。)

ミニマム・アクセス機会

最低輸入量。ウルグアイ・ラウンド農業合意において、関税化の対象品目のうち、基準期間(1986 ~ 88 年)における輸入が国内消費量の 3 % 未満の品目については、合意実施 1 年目に基準期間における国内消費量の 3 % を最低輸入量として設定し、最終年である 2000 年には 5 % まで拡大することが合意された。なお、関税化の特例措置を適用した場合は、合意実施 1 年目の最低輸入量は基準期間の国内消費量の 4 % 、以降 0.8 % ずつ増加することとされた。

モーダル・シフト

輸送手段について、トラック輸送から大量輸送に優れた鉄道や海運に切り替えること。

や

焼畑農法

森林を伐採後火入れした跡地で、農作物を数年間栽培した後、ほかの場所に移動して火入れを繰り返す一方、元の耕作地は數十年間休閑する農法である。この休閑中に再生した二次林の落葉等が、農作物に吸収された土壤養分を補てんする。また、火入れには、手軽に開墾ができること、灰が肥料としてはたらくこと、雑草木の種子を焼死させること等の効用がある。

十分な休閑期間をもつ伝統的な焼畑農法は、環境的にも安定し、省力的な生産システムであるが、二次林が回復しない段階で焼畑を繰り返す場合は、地力奪取型の生産となり、土地の生

産力を失わせることとなる。

U J I ターン

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称。Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。

ら

リスク分析

「リスク分析」は、金融・保険や環境など幅広い分野でリスクをコントロールする際に用いられている手法であるが、分野によって考慮すべき点や定義は異なっている。食品の安全性に関するリスク分析については、FAO／WHOの合同専門家会議の勧告に基づいてコーデックス委員会が基本的な概念や用語の定義を探査している。コーデックス委員会の手続きマニュアル(Procedural Manual)によれば、食品の安全性に関するリスク分析は、①リスク評価(risk assessment)、②リスク管理(risk management)、③リスク・コミュニケーション(risk communication)の3つの要素から構成され、それぞれの内容は以下のとおりである。

①リスク評価とは、食品中に含まれるハザード(hazard／健康に悪影響をもたらす可能性のある、食品に含まれる生物学的、化学的または物理的な物質、あるいは食品の状態)を摂取することによって、どの程度の確率で、どの程度の健康への影響が生じ得るかを科学的に評価する過程である。

②リスク管理とは、リスク評価の結果を踏まえ、すべての関係者と協議しながらリスク低減のための複数の政策・措置を選択肢を評価し、適切な政策・措置を決定、実施する過程である。この過程において、消費者の健康保護を第一の要素として、それぞれの選択肢の費用と便益、技術的達成可能性その他の諸要素を総合的に考慮して政策・措置の決定を行う。リスク評価とリスク管理は機能的に分離されていることが必要であるが、同時に両者間の連携・相互作用も重要であるとされている。

③リスク・コミュニケーションとは、①②の過程において、すべての関係者(リスク評価者、リスク管理者、消費者、産業界、学界その他関係者)の間で、リスクに関する事柄(リスク評価結果の説明やリスク管理における政策・措置決定の理由等)についての情報・意見を提供・交換する過程である。

(農業経営基盤強化促進法に基づく) 利用権

農業経営基盤強化促進法に定められる①農業上の利用を目的とする賃借権もしくは使用貸借による権利、②農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利のこと。

BSE問題に関する調査検討委員会報告（要約）

第Ⅰ部 BSE問題にかかるこれまでの行政対応の検証

1 英国におけるBSE発生を踏まえた対応（1986～1995年）

英国でBSEの発生が1986年に確認され、88年に国際獣疫事務局（OIE）総会で新疾病として発生報告。英国では、88年に肉骨粉の反する動物への使用禁止、89年11月に脳、脊髄などの特定臓器の食用禁止措置、ついで90年9月に特定臓器を動物の飼料に使用することも禁止。

EUとしての肉骨粉使用禁止措置が加盟国全体で実施されたのは94年。

92年にはOIEの国際動物衛生規約にBSEの章が設定。

このような国際的情勢の変化に対して、農林水産省は①BSE発生国からの生きた牛の輸入停止、②BSE発生国から輸入する肉骨粉への加熱処理条件の義務づけなどを措置。しかし、加熱処理条件の実態について、現地調査等積極的な対応がとられる必要があった。

2 BSEの人への伝達の可能性に関する英國政府諮問機関の発表、EU委員会の決定及びWHO専門家会議の勧告を踏まえた対応（1996～1997年）

（1）1996年4月における、肉骨粉等の牛への給与に関する農林水産省の行政指導の評価

96年4月にWHO専門家会議開催。4月3日に会議のプレスリリース発表。

96年4月8日に農林水産省で「海綿状脳症に関する検討会」開催。この検討会の意見を受けて、農林水産省は肉骨粉の使用禁止について行政指導。当時、米国やオーストラリアが自主的禁止措置をとったことも参考になったもようだが、両国が法的禁止措置を取った後もこの問題は取り上げられず、結局、法的規制について農業資材審議会飼料分科会に諮問されたのは2001年3月になってからであり、行政対応上に問題があったと認識せざるを得ない。

農林水産省は、国際的動向を把握する機会はあるにもかかわらず、適切な対応をすることを怠ったといえる。その背景には、行政指導で実効が確保されると考えていたことに加え、97年の家畜伝染病予防法改正時の衆・参農水委の「今後とも指導すること」との附帯決議が全会一致でなされた経緯もあり、法的規制を行わなかったものと考えられる。

（2）以上の時期における、厚生省の関与についての評価

厚生省は96年4月11日、食品衛生調査会を開催し、食品衛生上の対策の検討を行い、農林水産省に対し、肉骨粉給与の禁止を含むWHO専門家会議の勧告について、適切な対応がなされるよう要請した。

BSE問題がヒトの健康問題として浮上してきた以上、BSE拡散防止の観点から、農林水産省に対して、より明確に意見を述べるべきであった。縦割り行政で相手に干渉しないという悪い側面が反映したといえる。

3 EUのBSEステータス評価に関する対応（1998～2001年）

（1）EUのBSEステータス評価に関する農林水産省の対応とその評価

EUのBSE発生リスクの評価手法は、客観的で透明性のあるもの。一方、日本がOIE基準で自らの評価を行うには、まず手法を開発しなければならない。そのような問題があるのに、EUの評価中断を要請した論拠は明らかでないが、BSE発生リスクがあるという結論が風評被害を引き起こすことを恐れたためではないかと推測される。

EUの報告書案の勧告は率直に受け入れるべき内容であるが、勧告のうち、肉骨粉の給餌禁止及び特定危険部位の排除は、BSE発生後に実施。

報告書案の内容が国民に予め知らされ、対策が取られていれば、当面の風評被害は起きても、発生時に起きた大きな社会混乱は防げた可能性が高いとみなせる。

（2）EUのステータス評価に関する厚生労働省の関与についての評価

ステータス評価の取り下げの際、厚生労働省は、書簡が農林水産審議官名であったこと、肉骨粉に係る評価が主な論点であったこと、短時間の協議であったことから意見は出していない。

97年に行政改革会議に指摘された食品行政についての両省の緊密な連携確保が実際に機能すれば、ステータス評価についても厚生労働省からの意見提示があつてしかるべきと考えられるが、このような状況を踏まえるとやむを得なかつたのではないかと考えられる。

4 変異型CJD感染防止のためにとられた一連の対策の評価（1996～2001年）

（1）1996年の変異型CJD確認の際の厚生省の対応と評価

96年4月のWHO専門家会議の報告を受けて、厚生省は、変異型CJD患者のサーベイランスを目的とした緊急調査研究班を設置。医薬品等については4月17日に英國産牛等由来原料の禁止を実施。食品は、26日にと畜場での臨床検査にBSEを追加。

これらの一連の措置はWHO専門家会議報告書の勧告に沿つたものとみなせる。

（2）厚生労働省における血液及び臓器に対する安全対策

99年に血液の理論的危険性が問題になったことを受けて、厚生省は、英國長期滞在者の献血禁止を2000年1月に実施。2001年3月及び11月には献血禁止対象国の拡大等を実施。臓器提供

にも献血に準じた規制を実施。

これらは科学的には未知の理論的危険性に対する予防措置として評価できる。

(3) 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具に対する安全対策

ヨーロッパでのBSEの広がりに対応して、厚生省は、発生国、発生リスクの高い国を原産国とする牛等由来原料の使用禁止等を2000年12月に実施。

実施当時は日本でのBSE発生前であり、しかもEUや米国よりも厳しい措置であったため、コストを度外視した厳しいものとの意見も出された。しかし、理論的リスクに対する予防原則にしたがった措置として評価できる。

5 英国以外のEU諸国でのBSE発生の急増以降、とくに2001年わが国におけるBSE発生時の対応（2000年～）

(1) BSEサーベイランスによる患畜の発見までの両省の対応の評価

・農林水産省と厚生労働省のサーベイランス体制

農林水産省は、2001年4月から、アクティブ・サーベイランスを開始。これは、迅速BSE検査と陽性サンプルについての確認検査と都道府県の家畜保健衛生所における病理検査によるもの。内容的にはEUステータス評価案で勧告されていたものと同じ。ただし、これは、OIEの基準に従って、年間300頭の牛について検査を行い、わが国が清浄であることを、国内外に明らかにし、いたずらに風評被害を生じないようにすることであった。なお、このサーベイランスにより我が国初のBSE感染牛を発見。

厚生労働省は、2000年後半におけるヨーロッパでのBSE発生国の拡大等から、BSE発生の可能性は否定できないと考え、2001年5月、BSEの発生または非発生状況を確実に把握するため、と畜場の牛と羊を対象としたアクティブ・サーベイランスを開始。これはウエスタン・プロット法によるもの。

しかし、千葉県のBSEの発生において、サーベイランスが行われていたにもかかわらずと畜場で敗血症と診断された牛についてBSEが疑われなかつたのは、厚生労働省のサーベイランスでは起立不能は「運動障害等の神経症状が疑われるもの」とみなされなかつたため。一方、農林水産省は起立不能を神経症状を示す牛として幅広に解釈してよいとの通知を出していた。両省の間でサーベイランス基準に相違のある点は認識されていなかつた。

・1万頭の牛についてのBSE検査の計画立案

厚生労働省は、年間に神経症状を示す牛約1万頭を対象としたサーベイランス実施経費を概算要求。また、ヨーロッパにおけるBSE発生状況を考慮して、健康牛についても、BSEサーベイランス事業実施のため、厚生科学研究費の要求作業。これらが公表されたのは千葉県でのBSE牛発見の直前。

・BSE発生を予測した危機管理マニュアル

農林水産省は96年4月に政令の施行通知により、また2001年4月にサーベイランス要領を作成し、BSE又はその疑いのある牛を発見した際の連絡体制及び当該牛の処分の方法につき都道府県に通知。しかし、緊急対応マニュアルは作成していなかつた。

厚生省は96年4月にBSE又はその疑いのある牛を発見した際の連絡体制及び当該牛の処分の方法につき、都道府県等に通知。しかし、現場でのBSEに対する具体的な緊急対応マニュアルは作成していなかつた。

両省のサーベイランス要領の中には、緊急事態に対する相互の連携措置の記述がなかつたため、8～9月段階での大きな混乱を招いた。

・2001年6月11日～14日のWHO/FAO/OIE専門家会議報告への対応

報告書の肉骨粉の使用禁止についての勧告はきわめて厳しい表現であったが、①2001年1月から顕微鏡を用いた検査、②同年3月から省令改正に向けた作業の開始等を実施しており、すでに対応済みと判断。国際的に危機感の高まりがうかがえるが、国民への情報提供はなされなかつた。

(2) 2001年8月6日、後にBSE第1号となった牛がと畜場に搬入されて、その「確定診断」が英国のレファレンス研究所で出される9月21日まで、46日の日時を要したことの農林水産省の評価

8月6日にと畜場から送られてきた脳のサンプルについて、動物衛生研究所での試験まで9日間、家畜保健衛生所での試験まで2週間以上の間隔。このサンプルについてBSEの可能性は想定していなかつたものと考えられる。

厚生労働省に連絡が行われたのは9月10日で、それまで情報はまったく提供されず。

緊急事態における連絡体制はまったく作られていなかつたが、これもBSE発生時の緊急マニュアルが欠けていたため。

(3) 2001年9月10日にBSEを疑う牛の確認について公表した際、質疑応答で、当該牛は焼却処分されたはずと回答したが、14日になって、レンダリングに回っていた旨の訂正を公表し、対応に混乱がみられたことについての評価

8月6日、千葉県のと畜場で乳牛が敗血症として診断されて全廃棄処分にされ、家畜保健衛生所に頭部だけが提供され、残りはレンダリング処理。両省の間で、異なる基準によるサーベイランスが実施されていたが、その相違がもたらす事態についての認識は両省ともに持っていないなかつた。

(4) 2001年9月10日に(独)動物衛生研究所において確定診断がなされたにもかかわらず疑似患畜として、英国のレファレンス研究所に検体を送付し、「確定診断」を求めたことについての農林水産省の評価

我が国での初めての事例であり、諸外国でも初発例については国際機関のレファレンス研究所で確認を行うことが通例であることから、英國に検査データ等を送付し、確認を依頼。確認がなされるまでは行政判断として疑似患畜とされた。

この対応の結果、2例目からの検査も英國に送るのか、日本の検査技術のレベルは大丈夫かという心配の声が國民の中で聞かれた。

(5) BSE患畜発生後に行った農場段階の「目視調査」、及びその結果の公表についての農林水産省の評価

・緊急全戸調査

BSEに関する牛の緊急全戸全頭調査の結果、臨床的にBSEの疑いのある牛は見いだされなかつた。當時まだ対策マニュアルは作成されていなかつたため、急遽、立案されたものとみなせる。

・飼料製造工場への緊急立ち入り検査

交差汚染防止のためのガイドラインの遵守状況を帳簿等による原料使用状況、製造工程の実地調査等及び顕微鏡検査により確認。顕微鏡による検査は英國等を除き現在も各国で採用されている方法であるが微量な混入については検出感度に限界。

(6) わが国におけるBSE発生後に取られた一連の措置に関する評価

・農場段階での監視体制(農林水産省)

農林水産省では、10月17日の技術検討会及び防疫委員会合同会議を経て、サーベイランス対象の定義及び患畜が摘発された場合における疑似患畜を定義。患畜が見いだされた場合の省庁間の連携を含む対応は、その折、初めて検討。

・全頭検査体制の確立(厚生労働省)

10月18日、いわゆる全頭検査が農林水産省との緊密な連携のもとに開始され、国際的にもっとも厳しい安全対策が実施されることになり、と畜場から出る牛由来産物はすべて安全なもののみになつたとみなせる。BSE発生のニュースを受けてから1ヶ月あまりという、極めて短期間で全国的な検査体制が作られたことは高く評価できる。

・研修中に起きた東京都での疑陽性騒ぎについて

エライザ法では一定の確率で疑陽性が出ることと、この時点ではEU並の安全対策になつていることの情報提供が十分なされていなかつたことが混乱を招いた理由と考えられる。また、疑陽性となつた際の対応について、あらかじめ何らかの措置がとられているべきであった。

・死亡牛の検査

BSE汚染の実態の把握等のために、死亡牛についての全頭検査の実施が必要と考えられる。しかし、農家への補償を十分考慮するとともに、検査システムのあり方を十分検討した上で早急に実施すべきである。

・医薬品・医療用具・食品などへの対策(厚生労働省)

厚生労働省は、医薬品等について、10月2日に日本及び発生リスク不明国を原産国とする牛等由来原料の原則禁止という国際的に最も厳しい措置を行うなどの措置を講じた。これらは予防原則にしたがつた妥当な措置とみなせる。

6 厚生労働省と農林水産省の連携について

(1) BSEの発生前における厚生労働省と農林水産省の連携に関する評価

97年に食品行政について両省の緊密な連携確保が行政改革会議において指摘されていたが、縦割りのままで、両者間の連絡会議も形式的なもの。両省の危機意識に差を感じられるが、このことについて意見交換はまったく行われなかつた。

(2) BSEの発生後における厚生労働省と農林水産省の連携に関する評価

BSE発生後、初めて両省間に緊密な連携。サーベイランスの方式では、農林水産省の技術検討会と厚生労働省の研究班の合同会議で、エライザ法に統一。

10月18日からの全頭検査体制も両省の緊密な連携のもとに行われたものとみなせる。また、この際に両省の協議でBSE検査対応マニュアルが作成された。

7 わが国におけるプリオント病研究の蓄積と今回のBSE対策への貢献

今回の全頭検査体制の確立に貢献したのは、帯広畜産大学品川森一教授によるスクレイピーに関する研究の蓄積。スクレイピー研究が可能になつたのは、カナダから輸入された羊の子孫でスクレイピーが発生したことで研究を開始といふのがけない幸運のたまもの。

農林水産省でもカナダからのスクレイピー感染羊が発見されたことで、スクレイピーの研究が家畜衛生試験場で開始。当時、家畜衛生試験場に在籍していた小野寺節教授は科学技術振興調整費によりスクレイピーの研究を開始し、その研究蓄積が現在の農林水産省のBSE対策に貢献。

第Ⅱ部 BSE問題にかかわる行政対応の問題点・改善すべき点

1 危機意識の欠如と危機管理体制の欠落

日本は、行政の危機意識が欠如し、最悪のケースを想定して防疫体制を強化しておく危機管理の考え方方が欠落していた。

とくに農林水産省が、96年4月にWHOから肉骨粉禁止勧告を受けながら課長通知による行政指導で済ませたことは、英國からの肉骨粉輸入を禁止した等の事情を考慮しても、重大な失政といわざるを得ない。90年に感染源となる可能性のある肉骨粉の処理基準強化にとどめたことも結果として判断が甘かったといえよう。

2001年にEUのステータス評価に対し、EUの評価基準がOIEの評価基準とかけ離れていたことなどから評価の中止を要請したことも経緯はともかく政策判断の間違いだった。

さらに、危機を予測し、発生を防ぐための措置を講じて危険のレベルを引き下げておく予防原則の意識がほとんどなかった。

2 生産者優先・消費者保護軽視の行政

市場競争の激化に伴い、先進国の法制度や農業政策は生産者優先の産業振興から次第に消費者優先に軸足を移すとともに、国民の生命と健康の保護を最大の行政目的に据えている。

日本の法律、制度、政策、行政組織は、生産者優先・消費者保護軽視の体質を色濃く残し、消費者保護を重視する農場から食卓までのフードチェーン思考が欠如している。

また、情報伝達の混乱に伴う風評被害を警戒して、遅滞なく情報を公開し透明性を確保する努力が不充分なケースも見受けられる。

3 政策決定過程の不透明な行政機構

政策の継続性を重視し、意思決定過程を明確にしないことにより、個人が責任を問われるることはほとんどない。97年の衆・参両院による行政指導徹底の附帯決議があったものの、97年に米国、オーストラリアが肉骨粉を法律で禁止して以降、2000年までの間、農林水産省が何ら対策を取らなかつたことも、意思決定の先送りを繰り返していた証左といえよう。

政策のサーベイランス機能を中心的に担うのは政治である。農林水産省の政策決定にあたり、最も大きな影響を与えてるのは国会議員、とりわけ農林関係議員であるのは故なしとしないが、全国の農村を地盤に選出された多くの議員が強力な圧力団体を形成し、衰退する農業を補助金などを通じて支え、生産者優先の政策を求めてきた。そのような政と官の関係が政策決定の不透明性を助長し、十分にチェック機能を果たせない原因となつたものと考えられる。

農林水産省は産業振興官庁として抜きがたい生産者偏重の体質を関係議員と共有してきた。ただし、BSE問題を契機として、大臣をはじめ農林水産省内、そして一部の国会議員に改革を目指す動きが出てきたことは評価に値する。政策判断の軸足を生産者からできるだけ消費者に移す考え方である。

4 農林水産省と厚生労働省の連携不足

中央官庁における縦割り行政と付随する縄張り争いの結果、“内政不干渉”が慣例になり、チェック機能はほとんど働いていない。96年のWHO肉骨粉禁止勧告や、2001年のEUステータス評価の際、農林水産省は厚生労働省との十分な協議を行わず、厚生労働省は明確に意見を言わなかつた。官庁同士の連携を図るには、「協議する」「協議を受けた場合には意見を述べる」と明確に位置付けなければ有効に機能するはずがない。

問題の根源は生産段階における振興と規制の権限が農林水産省に集中しているにもかかわらず、有効なチェックシステムを構築していかなかつたこと。

5 専門家の意見を適切に反映しない行政

国民の生命に関わる食品安全問題は、科学的な知見に基づく迅速な判断が求められる。健康に対するリスク評価については、専門家の意見が尊重されなければならない。96年の肉骨粉問題では、農林水産省の方針を受けて先送りした。

関係する学会も政府に提言する意識と行動力が不足していた。

基本的な問題点は、リスク分析の考え方の欠落。リスクを科学的に評価するリスクアセスメント、リスクとベネフィットや社会的な影響等を比較考量しながら管理するリスクマネジメントが連携しなければ、食品の安全性確保はおぼつかない。行政と科学の間のリスクコミュニケーションも欠落していた。

6 情報公開の不徹底と消費者の理解不足

マスコミの報道については、センセーショナルで集中豪雨的という批判がある。興味本位で不正確な一部メディアが存在するのは事実で、BSE問題でも誤解を招く報道があった。正確で科学的で分かり易い解説記事の充実が今後の課題。

行政の正確な情報開示と透明性の確保も不充分だった。BSE発生の際に感染牛の処理情報を誤って伝えたほか、過去の経緯や政策内容についても説明不足。情報提供技術の問題もある。

消費者の受け止め方にもやや過剰な反応があった。しかし、安全と安心の間には大きな落差があり、消費の低迷は行政不信に表示不信が重なった結果でもある。徹底した情報開示による透明性確保以外に信頼回復の方法はない。

7 法律と制度の問題点および改革の必要性

食の安全を確保する法律（食品衛生法など）は、罰則はおおむね軽い。また、食品表示と関

連するJAS法や景表法も、罰則は軽く、犯罪を抑止する効果はなく、違反続発の誘因になつたとの指摘もある。

消費者の保護を基本とした包括的な食品の安全を確保するための法律も欠けている。国民の健康を最優先する行政組織も整備されていない。リスク分析を導入するにも、科学的なリスク評価を担う組織が見当たらない。消費者保護に責任を持つる組織も、情報公開や組織間のリスクコミュニケーションを進める組織も欠落。時代の変化に対応できる制度改革が緊急の課題である。

第III部 今後の食品安全行政のあり方

1 食品の安全性の確保に関する基本原則の確立

(1) 消費者の健康保護の最優先

食品の最終消費をするのは消費者。消費者は安全な食品を十分な情報を得た上で、選択できることを保証される権利をもっている。食品の安全性の確保に関する基本原則として、消費者の健康保護が最優先に掲げられ、このような消費者の安全な食品へのアクセスの権利が位置づけられなければならない。

こうした消費者の権利を保障するために、生産、加工、流通、販売を含む「農場から食卓まで」のフードチェーンにおいて、携わるすべての事業者は、食品の安全性の確保および正確な情報の提供に関する責務を有する。

このため、食品の安全性に係わる関係法において、その法目的に消費者の健康保護を最優先し、消費者の安全な食品へのアクセスの権利を定めるとともに、その目的を達成するための、予防原則に立った措置も含む行政及び事業者等の責務を定めるなどの抜本的な改正・見直しが必要である。

(2) リスク分析手法の導入

リスク分析は「リスク評価」「リスク管理」「リスクコミュニケーション」の3つの要素からなっており、具体的に制度化する必要。また、全過程において透明性の確保の視点が重要。

リスク評価は利害関係から独立して客観的に行われる必要。リスク評価は専門の科学者によっておこなわれる。

リスク管理は、消費者をはじめとしたすべての関係者と協議しながら、消費者の健康保護を第一の要素とし、その他有用性、社会的な影響等の要素を総合的に考慮して、適切な政策・措置を決定・実施する過程として位置づけられなければならない。リスク管理は透明性をもつと同時に、採用された政策の結果は常にモニタリングされ再評価されなければならない。

虚偽表示問題は、食品の原材料の追跡・検証が可能になるようなシステムが必要。トレーサビリティは最終商品から原材料へと追跡可能なシステム。今日、食品の安全性の確保のためにトレーサビリティは、フードチェーン全体を通じた全ての食品に適用されるべきシステム。また、リスク管理における重要な手法として位置づけられなくてはならない。

リスクコミュニケーションは、リスク分析の重要な要素として位置づけられなければならない。リスクコミュニケーションはリスク評価、リスク管理の普及、広報としてのみ行われるのではなく、リスク評価・リスク管理の過程にも求められる。とりわけ行政は、消費者をリスク分析のパートナーとみなし、消費者とのリスクコミュニケーションを重視し、情報の公開と提供、参加と対話を強めるべきである。

2 食品の安全性の確保に係る組織体制の基本的考え方

食をめぐる今日的な状況に適切に対応していくためにリスク分析手法の導入が、食品の安全性の確保に関わる組織体制のベース。

(1) リスク分析に関する基本指針の確立

- ① 基本指針は、リスク評価を実施する新しい行政機関において、利害関係者の意見を聞き合意の下で作成されなければならない。
- ② 基本指針には、リスク評価・リスク管理・リスクコミュニケーションを貫く基本方針を盛り込む。
- ③ 基本方針は、リスク分析の原則から導かれたもので、その実施のための具体的方策等を掲げるものとする。

(2) リスク分析をベースとした組織体制の整備

① リスク評価体制の確立

リスク評価の実施は、一貫性、独立性の観点から関係省庁から独立した行政機関で行うべきである。また、その機関はリスク分析に関する基本指針を策定し、客観的な科学評価を実施することからみれば、総合科学技術会議のように常勤メンバーの中に科学者のいる機関とすることが望ましいと考えられる。これらを踏まえて、その組織のあり方について慎重に検討するべきである。

② リスク管理体制の確立

ア 食品行政の機能別分担の再検討と相互調整システムの確立
イ 基本指針に基づき、食品行政の機能別分担を再検討し、相互調整システムを確立。リスク評価を行う行政機関と関係各省および各省間の政策調整システムを制度化。
イ リスク管理を分担する各省庁と「危機管理体制」の整備

危機管理に際して、迅速な警戒体制及び予防措置を行うために、リスク管理を分担する各省庁に危機管理体制を整備することが必要。

③ 「リスクコミュニケーション」の確立

リスク分析手法において、リスクコミュニケーションは重要な役割を持っており、その中において消費者の参加、消費者への情報公開・積極的な情報の提供を位置づけることが重要。

また、リスクコミュニケーションが適切に機能するためには、情報が受け手にとって解りやすいことが必要。一般の人向け、子供たち向けなど、受け手の特性にあわせた情報の提供など工夫が必要。このようなきめ細かな情報を提供していくためには、情報に関する専門部署と専門家がいなければならない。特に広報担当コミュニケーターの育成が急がれる課題である。

(3) 行政機関の連携、政策調整のあり方

リスク評価を実施する機関とリスク管理を実施する機関との間、ならびにリスク管理を実施する機関同士の間において、実際の協力が的確に働くようにしていくことが必要。

リスク管理を実施する省庁相互の間でも、データ・情報の共有化をはかるとともに、一方からの要請により相手方からデータ・情報を提供する旨を盛り込むなどの制度が検討されるべきである。

(4) 國際的な情報収集能力の向上と國際機関・主要国との連絡・調整のあり方

食品の安全に係わる危害情報や新しい科学的知見や技術などの迅速な情報入手をはかるため、海外情報収集と国内への情報提供を一元的に担う機能を、リスク評価を実施する機関に配置することが必要である。

国際機関や主要国との連絡・調整の機能を強化することも必要。

EUや国際機関、これらの国の行政機関や研究機関、また科学者・研究者との交流を積極的に強めるべきである。

(5) 重要な個別の課題

- ① BSE・変異型CJDに関する研究体制の整備
- ② 食品に関する表示制度の抜本的見直し
- ③ 家畜伝染病予防法への公衆衛生の視点の強化
- ④ 食に関する教育いわゆる「食育」の必要性
- ⑤ アジアにおけるBSE発生国としての国際貢献

3 新しい消費者の保護を基本とした包括的な食品の安全を確保するための法律の制定ならびに新しい行政組織の構築

1 および 2 に掲げた事項を実現するためには、新しい法律の制定と行政組織の構築が必要となる。

政府は、以下の 2 点について、6ヶ月を目途に成案を得て、必要な措置を講ずるべきである。その検討に当たっては、その経過を常に情報公開し透明性を保つとともに消費者をはじめとして広く国民の意見を聞き、合意の下に成案を得るよう努めなければならない。

(1) 食品の安全性の確保に関する基本原則、リスク分析の導入を重点と位置付け、リスク分析の分担及び手続き、ならびに消費者の参加の保証を内容とする「消費者の保護を基本とした包括的な食品の安全を確保するための法」を制定し、食品衛生法、と畜場法、飼料安全法、家畜伝染病予防法その他の食品関連法を抜本的に見直す。

(2) 欧州各国の食品安全機関の再編成を参考にして、リスク評価機能を中心とし、独立性・一貫性をもち、各省庁との調整機能をもつ新たな食品安全行政機関を設置する。

欧州各国における食品安全機関の再編成を参考とするに当たって、組織・機関をそのまま日本に導入することは危険である。欧州における状況を精査し、日本における現状とを具体的に比較検討した上で、新しい行政組織を構築していくべきである。

注：1) 本要約は、「BSE問題に関する調査検討委員会」において取りまとめられたものである。

2) 報告全文は、農林水産省及び厚生労働省ホームページ（各、<http://www.maff.go.jp/> 及び <http://www.mhlw.go.jp/>）において参照可能である。